

■日時 平成27年9月15日（火） 午後2時00分～3時55分

■会場 久喜宮代清掃センター 大会議室

■出席者

委員	出席	高柳英雄、折原重一、小山康弘、西谷美春、関直子、松村清子、 雨宮隆、浅倉孝郎、見山弘二、久保勝以知、茂田庸子、角田利夫、 貞方登志夫、柿沼かつ江、佐々研治、名合司寛、築井山信義 以上 17人
	欠席	染谷隆夫、松永カツ子、稲葉澄子 3人
久喜宮代衛生組合		若山事務局長、藤井業務課長、加藤菖蒲清掃センター所長、月安八 甫清掃センター所長、鈴木業務課長補佐、野口業務課収集料金係長、 赤羽業務課減量推進係長、山内業務課減量推進係主査

■会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題
 - (1) 意見交換
 - 諮問事項「資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について」
4. その他
5. 閉会

■配布資料

- ・ 次第
 - ・ 資源集団回収に係る県内自治体集計結果（資料1）
 - ・ 資源集団回収の累進制について（資料2）
 - ・ 資源集団回収事業関連数値について（資料3）
 - ・ 資源物の公共回収に係る経費算出（平成26年度決算ベース）（資料4）
 - ・ 席次表
 - ・ 月刊廃棄物各号
 - ・ 地球温暖化各号
 - ・ 循環経済新聞
- ※「月刊廃棄物各号、地球温暖化各号及び循環経済新聞」は、浅倉委員から提供されたもの

■傍聴人数 1人

		<ul style="list-style-type: none"> ・資源物の公共回収に係る経費算出（平成26年度決算ベース）（資料4） ・席次表 ・月刊廃棄物各号 ・地球温暖化各号 ・循環経済新聞 <p>でございます。資料に不足等はありませんでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ないようでしたら、これからの会議の進行につきましては、久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱第5条によりまして、会長に議長をお願いしたいと思います。 ・それでは会長、よろしくお願いいたします。 <p>（高柳会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、ただいまから審議会を始めたいと思います。 ・時間的には概ね90分程度を目安にしておりますので、皆様のご協力を宜しくお願い致します。 ・はじめに、第1回目の審議会でお配りしました年間スケジュールにもございますが、事務局から近隣自治体の現状についての報告と、あわせて久喜宮代衛生組合の資源集団回収事業及び公共回収の経費について、事務局より説明をお願いいたします。 <p>（赤羽減量推進係長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、「近隣市町村の現状」と「久喜宮代衛生組合の資源集団回収事業」について資料によりご説明申し上げます。 ・私からは資料1から資料3までをご説明させていただきます。 ・それでは、最初に資料1の「資源集団回収に係る県内市町村集計結果」をご覧ください。 ・こちらにつきましては、資源集団回収事業の現状と、集団回収と公共回収との関係についてどのように考えているかを、県内全市町村に対し調査を行い、このうち57市町村から回答があったものでございます。 ・なお、この調査によりまして、新座市につきましては、前回第2回審議会にて視察を行いました横浜市と同様に、紙類・古衣料の回収を資源集団回収で100%対応し、公共回収は行っていないことが分かりましたので、最初
--	--	---

		<p>にご報告させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、1ページをご覧いただきたいと存じます。 括弧1 資源集団回収についての調査結果でございます。 ・ まず、「①資源集団回収に対する報奨金制度があるか」という問いにつきましては、全体の約9割、51の団体に制度があるとのことでした。 ・ 次に「②資源集団回収団体数とその内訳」の関係でございます。 ・ (1)の団体数でございます。 ・ まず、団体数につきましては、「ア 0～10団体」「イ 11～50団体」「ウ 51～100団体」「エ 101～200団体」「オ 200団体超」と分けさせていただきましたが、この中で11団体から50団体という市町村が35%で一番多く、次いで51団体から100団体が25%となっており、合計で全体の6割を占めているところでございます。 ・ しかしながら、101団体以上と回答いただいた団体も30%あることから、市町村全体の平均では105団体ということになっております。 ・ なお、このうち200団体超と回答いただいた市町村が8団体ありますが、この大半は人口20万以上の市となっております。 ・ また、さきほどご紹介しました紙類・古衣料を100%資源集団回収で回収している新座市については159団体ということでした。 ・ ちなみに、参考として書いてございますが、当組合の団体数は、84団体となっております。 ・ 次に2ページをお開き下さい。 ・ 「(2) 団体内訳」の「①比率」でございます。 ・ こちらの方は各市町村の資源集団回収団体を種別ごとに区分し、どのような比率となっているかを調査したものでございます。 ・ なお、参考として当組合と新座市の団体数と比率についても記載させていただいております。 ・ 内訳については表にありますとおり、学校のPTAや子ども会といった子供関連の団体が最も多く、次いで自治会・町内会・コミュニティ協議会、その他の団体というような順番となっております。
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none">・その他の団体の主な内訳につきましては、福祉団体、自治会や町内会まではいかない規模のマンション管理組合、障害者団体、NPO法人等となっております。・このところで、アからカということで作りましたけれども、行政区、婦人会・老人会、環境団体については、それぞれ全体の3%に満たない数値となっております。・なお、当組合につきましても、子供関連の団体が一番多く、次いで自治会・町内会・コミュニティ協議会ということになっております。・ただし、第1回審議会でも触れましたが、旧久喜市及び菖蒲地区については、自治会・町内会・コミュニティ協議会系の団体はございません。・また、新座市につきましては、自治会・町内会・コミュニティ協議会系の団体が72.3%と非常に高くなっておりますが、こちらについて内容についてお聞きした所、管内の全自治会・町内会が資源集団回収団体として登録されているためでございます。・新座市につきましては、これら自治会・町内会については週1回決められた曜日に定期的に回収を行っており、住民からすると週1の公共回収となんら変わらない形となっております。・次に3ページをご覧ください。・最初に、上段の表でございます。先程2ページの表については、資源集団回収団体の種別ごとの比率についてまとめたものでございましたが、3ページの表については、これらの種別の団体が資源集団回収団体として登録されているか否かをまとめたものでございます。・回答いただいた51市町村のうち、子供関連の団体については全ての市町村で団体が登録されておりました。これは、資源集団回収事業が学校の廃品回収の流れから発展したものであるからと推測しております。・一方、自治会・町内会・コミュニティ協議会については、38市町村という事で、約75%の市町村で登録されているということになっております。残り25%の市町村では登録されておらず、中には鴻巣市や加須市といった60団体前後の集団回収団体の登録数のある市でも自治会系は登録されていないという回答がございました。・また、行政区が団体として登録しているという市町村は
--	--	---

		<p>7市町村に留まりました。</p> <ul style="list-style-type: none">・次に下段の表をご覧ください。・集団回収報償金の対象品目をまとめた表でございます。・全51団体回答がございましたが、まず、紙類・古衣料については、ほぼ全ての市町村で報償金の対象となっております。次に多いのがアルミ缶でございまして、43市町村で対象となっており、これは全体の約84%となっております。残りの資源についてはまちまちでございまして、それぞれの市町村で考え方が異なる形となっております。・次に4ページをご覧になっていただきたいのですが、ここにも久喜宮代衛生組合と集団回収で資源の方を回収しているという新座市について書かさせて頂いておりますけれども、新座市におきましては、当組合や横浜市と同じく新聞・段ボール・飲料用紙パック・雑誌・ざつがみ・古衣料が対象となっております。アルミ缶等は対象となってございません。・次に5ページをご覧になっていただきたいと存じます。・このページにつきましては、資源集団回収の報償金、その金額の関係について記載させていただいております。・まず、報償金の決定方法でございます。・項目を3つ設けまして、種類によらず全て回収重量によって報償金を決定している所、回収重量により決定するが種類により報償金の単価が違うという所、それ以外の所という事で調査の方をさせて頂きました。・種類によらず全て回収重量によって報償金を決定している市町村が51市町村中36市町村、回収重量によって報償金を決定するが種類によって報償金の単価が違う市町村が4市町村、その他の市町村が11市町村となっております。・なお、その他と答えた11市町村でも、詳しく聞いてみますと、特にリターナブルびんをやっている所ですが、びん類のみ1本あたり何円という単価で、その他の資源については回収重量で一律という市町村が10団体となっておりまして、当組合の報償金の対象である紙類・古衣料を重量により一律の単価で報償金を決定しているという市町村は36市町村に10市町村を加え46市町村ということでございます。・また、第1回の審議会で浅倉委員からお話のありました
--	--	--

		<p>累進制を採用しているという回答をされた市町村はございませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none">・次に、下段の「④－2 報償金額」の表につきましては、さきほどの表で重量により一律の単価で報償金を決定していると回答した36団体にびん類以外重量一律単価と回答した10団体を加えた全46市町村のキログラム当たりの報償金単価をまとめたものでございます。・項目として、「3円以下」「3円超5円以下」「5円超7円以下」「7円超」という区分で分けさせていただき、まとめさせていただいております。・こうしてみますと、3円超5円以下という市町村が一番多く22市町村、次に3円以下という市町村が15市町村となっており、5円以下の市町村は全体の81%となっております。・次に、5円超7円以下という市町村が7市町村、7円を超える金額の市町村が2市町村でございまして、報償金の平均額は4.4円という結果でございました。なお、先ほどからご紹介させて頂いております新座市については4円ということでございます。・一方、当組合では報償金がキロ7円となっており、これは県内でもかなり上位に位置しているということが分かったものでございます。・次に6ページをお開き下さい。・このページについては、資源集団回収団体の委託を受け、資源を回収する業者に対しての奨励金をまとめたものでございます。・まず、こうした回収業者に対する奨励金の有無でございしますが、回答いただいた51市町村中7市町村、14%の市町村で奨励金があるという回答でございました。残りの86%、大多数の市町村では業者に奨励金は出していないということでございます。・なお、先ほどから述べさせて頂いている新座市については、支給しているという事でございました。・次に、⑤－2として、業者に奨励金を支給している市町村の内容について下段に列記しております。・内容をまとめますと、特定の品目限定で支給するという市町村が多くなってございます。こちらの方を見ますと、内容的に売却金額が安価であったり逆有償になるような資源物に対する補てんという側面が強いと推測されると
--	--	--

		<p>ころです。</p> <ul style="list-style-type: none">・次に、7ページをご覧ください。・こちらの方は資源集団回収を行っている市町村の公共回収に関する考え方でございます。・最初に、資源集団回収の対象物について、公共回収でも資源として回収している市町村は、回答いただいた50団体中48団体、大多数で公共回収もやっているということでした。「していない」と回答をいただいたのが新座市で、こちらの方が100%資源集団回収で対応しているということになります。また、「行ってはいるが、資源集団回収を行っている地区は除外している」と所沢市から回答いただいたのですが、ただし、こちらの方は注記がございまして、公共回収と資源集団両方行っている地区もあるという回答でございました。つまりこちらの方は実験段階、モデル地区のような形で行われているという感じでございます。・次に、資源の回収を資源集団回収のみで対応している地区のある2つの市、新座市と所沢市について、地区の住民に行政として収集日や収集場所をアナウンスしているか質問をしましたところ、2つの市とも「している」との回答でございました。・このうち、新座市では、全自治会・町内会が毎週1回決められた曜日に集積所に出された資源を回収することとなっているため、市の収集表に地区ごとに資源の回収日を記載できるような状態になってございます。私の方でも収集表を見たのですけれども、そちらの方には資源集団が回収しているというようなことは記載しておりませんで、通常の可燃ごみ・不燃ごみと同じように「資源はこの日に出してください」というような表記でございました。・最後に、新座市を除く49市町村について、今後公共回収と資源集団回収事業をどのように進めていこうと考えているかお聞きしたところ、「現行のバランスを保ち、双方とも事業を継続していく」という考えの市町村が45市町村でございました。残りの4市については、まず、坂戸市が「資源集団回収を縮小・廃止して公共回収に統一していく」という考えでございまして、逆に先ほどモデル的に資源集団回収団体が行っている所で公共回収をやめているという回答のありました所沢市につきまして
--	--	--

		<p>は「公共回収を縮小・廃止して資源集団回収に統一していく」という考えでございました。残り2市については、「現行以上に資源集団回収量が増加するように啓発に努めるが、公共回収も継続していく」という実質現状維持のような内容で小川町から回答があり、春日部市からは「検討中」と回答がございました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上が「資源回収に係る県内自治体調査集計結果」でございます。 ・次に、資料2をご覧ください。 ・こちらにつきましては、第1回審議会の際、浅倉委員からお話があり、内容について周辺自治体の現状と一緒にお答えすると答弁させていただきました、資源集団回収の累進制についてまとめたものでございます。 ・資源集団回収の累進制とは、資源集団回収団体が集めた資源の量によって、報償金のキログラム当たり単価を変えていくというものでございまして、資源を多く集めた団体ほど単価が高くなるように設定されております。 ・こちらの方、参考として群馬県桐生市が最近始めたということが記事になっておりまして、そちらの方の例規から載せさせていただいたものでございます。 ・参考でございますけれども、10トン未満ですと1キログラム当たり4.5円、10トン以上30トン未満ですと5円、30トン以上50トン未満ですと6円、50トン以上100トン未満ですと7円、100トン以上ですと8円というように、集めた量によって単価が上がっていくというようなシステムになっております。 ・この制度のメリットとデメリットですが、まず、メリットとしては資源集団回収団体の皆様の回収に対する意欲の向上が図れるところがございます。また、集めればどんどん単価が高くなるという報償金の金額から、新たに資源集団回収を行おうという団体が見込まれる点が挙げられます。 <p>逆にデメリットといたしましては、まず、当組合の関係で考えますと、さきほど資料1のところでも触れましたが、当組合の資源集団回収報償金の現行7円というのは県内でも上位の金額となつてございます。こちらの現行の単価を最低基準といたしますと、ただでさえ高いのにどんどん回収量によって単価が上がっていくということで、大幅な支出増となることが見込まれます。また、将</p>
--	--	---

		<p>来的に公共回収から資源集団回収に移行する流れと仮になった場合には、公共回収分の資源が各資源集団回収団体の回収量に加わることとなりますから、一番高い報償金額の団体が大幅に増えることが見込まれ、制度としてはなじまないことが考えられます。</p> <p>資料2についての説明は以上でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に資料3をご覧ください。 ・資源集団回収事業に係る関連数値についてでございます。 ・第1回審議会の時に平成25年度ベースでお話をさせていただきましたが、こちらの方は平成26年度ベースで作成をいたしたものでございます。 ・まず、①資源集団回収事業実績ということで回収量の方が書いてございます。 ・平成26年度の資源集団回収量は、久喜宮代清掃センター管内が677,180kg、菖蒲清掃センター管内が171,584kg、八甫清掃センターが1,218,673kgでございます。合計で2,067,437kgでございます。 ・平成25年度の回収量2,244,433kgでございますから、こちらの方と比較しますと176,996kg、7.9%の減となっておりますが、公共回収でもこちらの方は8.9%の減となっており、全体的に平成26年度の資源は減少傾向でございました。 <p>なお、センターで数値の方に大きな隔たりがあるのは、菖蒲の方が報償金申請団体が7団体、久喜宮代が32団体、八甫が44団体ということになっておりまして、また、旧久喜地区については団体数はありますけれども、自治会系、町内を網羅しているような団体というのが一つもない。学校関係の所が多いのですが、そういった側面もあると思われまして。いずれにせよ、八甫の方は実に盛んであるというような結果が出ております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②集団回収実績のセンター別構成比を見ていただきますと先ほど申した点が出ておりますけれども、重量で見ますと久喜宮代清掃センターが32.8%、菖蒲が8.3%、八甫が58.9%ということになってございます。ですけれども、下段に参考として平成26年10月現在の人口の方を書かせていただいておりますが、こちらの方の管内の構成比を見ますと、久喜宮代清掃センター管内が54.5%、菖蒲が10.7%、八甫清掃が34.8%
--	--	--

		<p>となっております、久喜宮代の方が八甫より人口は多いのですけれども、資源集団の実績については八甫の方が多ということで、八甫の方が際立っているという結果がご覧になられると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に③として公共回収量と集団回収量の比較でございます。表の合計欄のとおり、資源全体の資源化量における集団回収割合は、22.9%となっております。 ・なお、ここで公共回収ということで上げさせていただいている数値でございますが、こちらの方は回収された物から再生不適物を除外し、再生業者に引き取られた再資源化量となっております、回収量そのものではないので、このところをご留意頂きたいと思います。資源集団回収では問屋の方に売却した量で計上しておりますので、それと内容を合わせたものでございます。 ・最後に、④として、平成26年度資源回収量を全て資源集団回収団体で回収したと仮定した場合の報償金の金額でございます。 ・全体の回収量9,038,447kgに報償金7円を掛けまして、金額の方が63,269,129円となるものでございます。 ・資料3の説明は以上でございます。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続きまして、資料4「資源物の公共回収に係る経費算出(可燃系資源：平成26年度決算ベース)」につきまして、ご説明申し上げます。 ・A4版の資料、片面印刷の資料でございます。 ・この資料は、久喜宮代衛生組合が、平成26年度に実施いたしました可燃系資源、すなわち「紙類」「布類」に係る処理経費に係ります算出表となります。この「紙類」「布類」は、現在、衛生組合が資源集団回収事業報償金の支給対象としている品目でございます。 ・そして、この算出といたしましては、業務委託料等の直接経費のみを対象としております。従いまして、事務職員の人件費、事務費等の間接経費は対象としておりませんことをご了承いただけますようお願いいたします。 ・それでは、2段になっております表のうち、まず上段の①表から、ご説明申し上げます。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・上段の①表の表題は、「処理経費総計」となっております。これは、処理に係る経費のみの合計でございます。一般に処理経費といたしましては、集積所に排出されたごみの収集業務についての経費、すなわち「収集経費」、そして、品物の選別等についての経費、すなわち「中間処理に係る経費」、最後に、中間処理により発生しました残渣等の処理に係ります埋立等についての経費、すなわち「最終処分に係る経費」の3部門に分割できると考えられます。これは、燃やせるごみの処理につきましてお考えいただきますとご理解いただきやすいと思います。例えば、燃やせるごみの収集業務委託料は「収集経費」、施設での焼却に係る経費が「中間処理経費」、焼却灰の埋立に係る経費が「最終処分経費」となるものであります。話は戻りますが、これら3部門に係る経費につきまして、それぞれ算出することで、処理経費総計を導くものでございます。 ・まず、「収集経費」に係る算出でございます。衛生組合におきましては、3清掃センター共に、「可燃系資源」に係る収集につきましては、業務委託を実施してございます。これにより、収集業務委託料の決算金額が、そのまま「収集経費」となります。衛生組合全体で、132,298,920円でございます。 ・続きまして、「中間処理経費」でございます。収集いたしました「可燃系資源」につきましては、施設での選別等の過程を経ることなく、紙問屋に直接搬入されておりますことから、「中間処理経費」は0円となっております。 ・また、「最終処分経費」につきましても、衛生組合では先ほどのご説明のとおり、「可燃系資源」に係る中間処理を行っておりませんことから、残渣等の発生もなく、こちらの経費も0円となるものでございます。 ・これによりまして、「処理経費総計」といたしましては、「収集経費」のみの計上となるものでございます。 ・なお、この表の縦軸におきまして、段ボール、新聞、雑誌・ざつがみ、飲料用紙パック、古着類と品目ごとに金額を記載しておりますが、これらの金額は、資源回収業務として一括契約しているものから、それぞれのかさ比重を考慮したうえで、収集量に応じて按分したものでございます。 ・結果、処理経費総計といたしまして、表のD欄にありま
--	--	--

		<p>すとおり、段ボールは36,178,638円、新聞は26,639,723円、雑誌・ざつがみは38,769,863円、飲料用紙パックは702,740円、古着類は30,007,956円、そして、可燃系資源全体における総計といたしまして、132,298,920円となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、先ほどの処理経費総計を収集量で割り返すことで算出されます、1トン当たり単価といたしましては、表のF欄にありますとおり、段ボールは27,133円、新聞は13,647円、雑誌・ざつがみは13,893円、飲料用紙パックは13,069円、古着類は35,455円、そして、可燃系資源全体における単価といたしまして、18,964円となっております。 ・これら単価のうち、段ボール及び古着類につきましては、他の品目と比較し高額となっておりますが、これは、先ほどのかさ比重の影響によるところが大きいと考えられます。 ・例えば、段ボールは、他の紙類とは異なり、中身が空洞となっておりますことから、同じ重量であっても、その体積は他の紙類よりも大きくなります。いわゆる「ガサが張っている」状態でございます。これによりまして、段ボールを収集し、運搬する際には、同じ重量の紙類よりも、多くの車両が必要となることが想定されますことから、処理経費につきましても影響を及ぼすこととなります。 ・このかさ比重の数値は、段ボールにつきましては、一般社団法人日本建設業連合会が公表しております、「新築系廃棄物の比重」における段ボール調査の平均比重、また段ボール以外の項目につきましては、平成18年環境省通知「産業廃棄物の体積から重量の換算係数」を引用しております。 ・以上が、①表「処理経費総計」についての説明でございます。 ・続きまして、下段の②表「処理経費純計」につきまして、ご説明いたします。 ・この「処理経費純計」とは、①表において算出いたしました「処理経費総計」から、資源物の売払いに係る収入額を考慮いたしまして、実際の損益計算の参考となります金額を算出したものでございます。
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの品目における処理経費から、売払収入金額を除くことで算出いたしました結果、処理経費純計といたしまして、表のJ欄にありますとおり、段ボールは22,162,390円、新聞は7,703,510円、雑誌・ざつがみは17,659,803円、飲料用紙パックは441,418円、古着類は28,645,182円、そして、可燃系資源全体における純計といたしましては、76,612,303円となっております。 ・また、表①と同様、処理経費純計を収集量で割り返すことで算出されますトン当たり単価といたしましては、表のL欄にありますとおり、段ボールは16,621円、新聞は3,946円、雑誌・ざつがみは6,329円、飲料用紙パックは8,209円、古着類は33,845円、そして、可燃系資源全体における単価といたしまして、10,982円となっております。 ・衛生組合の資源集団回収事業報償金の単価は、kg当たり7円、つまりトン当たり7,000円でございます。 ②表のL欄の金額が7,000円を上回っている場合、公共回収の方が資源集団回収よりも経費が掛かっていることとなります。また、7,000円を下回っている場合は、公共回収は資源集団回収よりも経費が掛かっていないこととなります。 ・表②のL欄のとおり、品目別で見ますと凹凸がございますが、可燃系資源、つまり紙類及び布類の全体で判断いたしますと、トン当たり処理単価は10,982円でありまして、7,000円を上回っておりますことから、公共回収から集団回収へと回収方法を移行する場合、現行の報償金でありますkg当たり7円のまま移行するものであれば、費用面でもメリットがあると言えます。 ・なお、最後にこちらの経費の算出でございますが、冒頭にも申し上げましたとおり、直接経費のみの算出となっております。こちらに私ども事務職員の人件費等を厳密に計算するとなれば上乘せがされるということになると思いますので、こちらに記載された金額というの若干金額が上乘せされると言えようかと考えております。 ・以上、資料4「資源物の公共回収に係る経費算出」の説明とさせていただきます。
--	--	--

		<p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。 <p>ただ今、事務局から、近隣自治体の現状についての報告と、久喜宮代衛生組合の資源集団回収事業及び公共回収の経費について説明がございました。説明の内容について、ご質問がございましたら、挙手いただき、必ず氏名を言ってから、発言してください。</p> <p>(久保委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1と資料3の数値で、資料1に久喜宮代衛生組合で活動されている集団回収団体が84団体とありますが、資料3の報償金交付申請団体が83団体なのですが、1団体は報償金を辞退しているという解釈でよろしいのでしょうか。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらの方は「登録団体数」と「実際に動いていた団体数」ということとございまして、登録はされていますけれども活動を休止しているような団体、実際には登録はしていたけれども、実績の方で報償金の方をあげてこなかった団体というのがございます。そこら辺で差が生じるものでございますので、宜しく願いいたします。 <p>(久保委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償金を辞退したというより、登録はしたけれども活動をしていないというのが実情に近いという解釈ですね。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その通りでございます。 <p>(貞方委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料4で「対象は直接経費のみ」としてありますけれども、直接経費とはどういう経費でしょうか。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接経費と申しますのは、例えば①表では収集経費の部分しか経費は載っておりませんが、こちらの収集経費につきましては業務委託料の全額でございます。
--	--	---

		<p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料3なのですけれども、④で平成26年度回収量を全て資源集団回収団体に回収した場合の報償金額が出ているのですけれども、これをもし全て行政回収をするとどのくらい費用がかかるのでしょうか。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団回収の分を全て公共回収で賄った場合の全体の経費の計算ですが、品目ごとの処理単価が出ておりますので、こちらを使用することで計算ができることとなりますが、計算にもう少しお時間をいただければと思います。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> よろしいですか。 <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分かりました。 <p>(角田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料2のところ、下の題にございますメリット・デメリットの関係なのですけれども、今回もし資源集団回収に累進制を導入した場合にどのようになるかということが書かれているのですけれども、この場合ですと久喜宮代の最低単価7円を基準として考えていて、7円以上を奨励金単価として考えで出ていると思うのですけれども、それはそれで一つの考えで宜しいかと思うのですが、あるいはこの7円というものを、総回収量の平均値を7円にして、それ以下だったらもっと安くなる、それ以上であればもっと高くなるという考え方もあるのではないかと思います。そうすることによって、もっと報償金を上げたいという団体が出てくれば、回収量が増えてくるのかなという考えもあると思いますので、これは今後議論の内容になると思うのですけれども、まず7円が最低ありきではなくて、そういう考え方もいかがかなと思います。 それと、資料1の7ページの最後に書いてございます「今後、資源物の回収にあたり、どのように進めていこうか」というところで、平均的に大多数の所は公共回収と資源
--	--	---

集団回収をともに行っていくということなのですが、では久喜宮代ではどのようにやりたいのかというのも、これから皆さんで議論を進める必要があるのではないかと思います。必ずしも近隣の市町村がこれだからこれに倣わなければならないという考えはないと思いますので、その辺のお考えがあればお願いいたします。

(赤羽減量推進係長)

- ・今回皆様の方に諮問させていただいております「資源集団回収と公共回収のあり方」というところにつきましては、委員のおっしゃられる通り、公共回収と資源集団回収の今後のあり方について議論するところでございます。ですので、委員のおっしゃられた累進制にする場合7円を最低金額ではなくて、これを平均金額としてそこから上下にやっていったら良いのではないかなというようにお考えですとか、資料1の7ページで全体で45団体の大多数が公共回収と資源集団回収の両方をやっていくということでしたけれども、こちらの方はそれに倣ってというのではなくても構わないのではないかなというのは、私どもとしてはそこら辺の方向性を考えていただくということで皆様に委嘱しておりますので、こちらの内容について議論していただいて、方向性の方を出していただければと考えております。宜しく願いいたします。

(筑井山委員)

- ・今回の資料1から資料4、私が言いたかったこと全てを網羅されていて、非常に良い統計資料かなと思いました。
- ・そこで2、3確認をいたしたいんですが、一応今、公共回収と資源集団回収ということですね、ある面では冒頭申し上げました通り、やはり市民のニーズと更に処理する上でのコストダウンが一番肝要なのかなと、こう思っているんですね。たまたま資料4の中でそれが全て網羅されているのかなというような気がしました。そこで資料4の一番下段にHの売払収入金額というのがありますが、これは平成26年度実績で、それぞれの資源回収として売払った額をこの中に記載されているというような認識でよろしいですね。

		<p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none">・ はい。その通りでございます。 <p>(筑井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ だとすると、この公共回収というのは、今の集団回収とある面では各住民が出す際にそんな不便性はないんですかねと私は思うのです。たまたま色々な自治会や何かの数、子供会やPTAの数、そういうようなものが各団体数の中で色々統計的にはなされておりますけれども、いずれにいたしましても、現行の収集というか、住民が出す際において、資源は盗難に遭わないようなという形でチラシや何かも付けておりますけれども、それをいかにそういう形で集団回収に繋がれば一番良いのかなというように思います。・ そこで今、キロ当たり7円の現行でやっておりますけれども、やはりこの7円で保証するものではないと思うのですよ。現行今、埼玉県内の方でも飛びぬけたコストアップというようになっております。やはりその辺は、もう少しその辺のコストアップという形に繋げるならば、回集する上における回収の距離だとか、街中で回収が困難だとか、だから値上げしなければいけないんだよと、そういうものがないで、ただ今のご質問ですと、7円を踏襲するかのごとくやっておりますけれども、やはりその辺は、まずは県下の状況等をにらんで、その辺の単価に戻すぐらいの改革の中で良いのかなと。そこで今の集団回収だとか戸別収集だとかいう形でも何か今と変わらないんじゃないかというように私は思いました。・ 前回横浜市の方に行きましたときに、新たに集団回収というのを作って回収事業を実施するのかなということで私は正直言って当時疑問を持っていたのですが、今現行やっているやつの公共回収をそのまま集団回収にしていくんだというような考え方がベースに横浜市もあったと。それを100%達成できたよというような話がありました。そこで今回あそこの中でも言われましたけれども、支援するお年寄りだとか障がい者の方々はどうするのかという議論もあったように記憶しておりますけれども、それは今後こういったカテゴリーの中で調整していきなり何らかの方法を講じてこうだという議論が大切なのかなと感じたところです。
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれにいたしましても、今回の資料は大変私が言いたかったこと全て網羅されていたなと思いました。感謝いたします。どうもありがとうございました。 <p>(名合委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認したいのですが、資料4の一番下の処理経費トンあたり10,982円、集団回収はトンあたり7,000円ですか、ですからトンあたり7,000円を上回っているのが公共回収の方がいわゆる良い悪いではなくてベターではないかという事なのでしょうか。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生組合の資源集団回収の報償金単価がキロあたり7円、トンあたり7,000円でございます。対しまして資料4②のL列の一番下、可燃系資源は10,982円ということで、7,000円と10,982円ということで、7,000円よりも公共回収10,982円の方が高くなっております。高くなっているということは単純に費用対効果で比較をしますと、資源集団回収の方が分が良いという形で判断できようと考えております。 <p>(名合委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それともう一点確認したいのですが、資料1の7ページの③に、一番私達が決めなければならないことですが、今後、資源物の回収にあたり、公共回収と資源集団回収をどのように進めていくかというところなのですが、49団体中45団体とほとんどの市町村が今の久喜宮代でやっている公共回収と資源集団回収ともに行っていくと。もう一つは極端なのですが公共回収に統一していくという坂戸市、それから先ほど言った所沢市ですか、こちらは横浜市と同じなのですが資源集団回収に統一しているということなので、この45市町村の内訳を見ますと、資料1の2ページを見ていただきたいのですが、この①比率の表ですが、これが45市町村の資源集団回収団体の内訳ということで理解して宜しいのでしょうか。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2ページの団体内訳につきましては、全ての回答いただ
--	--	--

		<p>いた団体の方の数字が入ってございます。こちらの方、1ページの①のところで「報償金・補助金等を支給する制度がありますか」という問いに51団体が「ある」というような回答がございました。そちらの回答いただいた団体の比率を全体でまとめましたのが②となります。ですので、例えば新座市ですとか所沢市、坂戸市についてもこちらの方は入れ込んだ数字になってございます。比率については各市町村で回答いただいた%を市町村内の総団体数で割りかえしそれぞれの区分の団体数を算出した後に、全市町村の区分ごとの団体数を合計した上で再度%で算出したという内容になってございます。</p> <p>(名合委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。そうしますと、集計したほとんどの団体の中で、極端にいわゆる資源集団回収に移行という団体は中々資料の中から見受けられないように見えます。個人的な見方なのですけれども、非常に難しい課題をこれから検討していかななくてはいけないのかなという感じが、私個人としてはこの資料を見ていたしました。ありがとうございました。 <p>(筑井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あまり詳しい資料をやりすぎてしまうと、頭の中がパニック状態になるというのも今日初めて説明を聞くとそういう感じもしなくもないのですね。要するに私の理解では、資源集団回収ということで県下の状況を聴取しました。そうしたところ、資源集団回収がやっているところは51団体ありますよと。やってないというところは6団体でしたよと。その「ない」という大きな原因というのは何なのかというのが分かると、そこで今後は資源集団回収というのがニーズなのかなというように分かってくると思うのですね。そして今度は51団体を分析した所、その団体数やどのような形で回収しているのかというようなところを見たときに、学校だとか自治会関係だとか色々な団体がありましたよということなのですよ。集落や何かが多いところは、1集落あたりの住民も少ない、だから回収量も少ないというおのずから一つの状態になってしまったのかなというように思うのです。 ・特に今度は資料2という形でなぜこの辺が出たのかなと
--	--	---

		<p>いうのもまた、ある面では先を読んだ的にそういう資料の状態でも累進制というものについて出したのかなというように思うのです。そこである面ではこの審議会の中でやはり一つの公共で資源を多く回収するような状態が良いのか、それともそれはないんだよというような形でこの累進制というものを一つの参考資料として出したよというように私は受け止めたわけなのです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ですからそういう形で事務局の方も解説してあるとある面では頭の中に理解がなされるのかなと。これをいっぺんにこうでした、こうでしたと資料だけを羅列していっぺい並べてあっても何を言って良いのか、非常に初めて見て理解するのが非常に苦しいかなという感じがしましたので。たまたま事務局がもう少しそのような形で補足して言ってくれと更に各委員さんの方も分かりやすいかなということで、参考までに触れさせていただきました。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。先程の筑井山委員様のお話の中で、資料2の資源集団回収の累進制ということでお話をいただきましたけれども、こちらは第1回の会議の時に浅倉委員様からこういった制度もあるのだと、最新の事例という事で情報提供をいただきました。こちらに関しての当局の調べということで、埼玉県内の状況とは異なりますけれども最新の事例ということで今回資料作成の方をさせていただきました事をお話をさせていただきましたと思います。 ・戻りまして、大変失礼いたしました、先ほど浅倉委員様の方からご質問いただきました平成26年度資源集団回収事業の回収量を集団回収ではなく全て公共回収でまかなった場合の金額の増はいかほどかという質問でございます。 ・計算をさせていただきましたところ、資源集団回収量が資料3の①にありますとおり2,067トンでございます。こちらに対します金額について単価を品目ごとにそれぞれ掛け合わせて計算させていただきましたところ、32,929,260円、おおよそ3,300万円、こちらがもし資源集団回収事業が無く全て公共回収でまかなった場合の、トンあたり平均単価からの割り返しでは
--	--	---

		<p>ございますが、こういった形の金額で試算とさせていただきます。</p> <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none">今日の議題は資源回収で集団回収と公共回収、説明には含まれておりませんが、こういう会議を開いたという事は、行政側としましては方向的には集団回収を進めるんだという方向付けでよろしいんですね。ここでできないよというから止めますということではないんですね。そうしますと、やはり今色々な数値が出ておりますけれどもこの数値は私どもで理解する範囲で、それ以前に、ではいつ頃までに久喜市内で全域やるとしましたら、これを事前に周知徹底をさせるのか。これはかなり大変だと思います。大きいところも小さいところもすでにやっているところもありますけれども、そういう準備が必要だと思います。これを各町内会に持って行ってこれを熟読して読んでくださいといってもおそらくそのまま資料を資源回収に出されてしまうと思います。もし進めるのでしたら、もっとどなたにも分かりやすい方法で、これから1年2年かけて周知徹底をします。今までやっているところはそれで大丈夫だと思いますけれども。それでその後色々な比較検討ができると思います。今言った累進制ということもありますけれども、一般的に累進といっても、例えば1000箇所物を運ぶのと50箇所運ぶのでは全然コストが違いますから一長一短があります。どなたにも入りやすいようにするには、当初は入りやすい方法をひとつ皆さんで考えていただきたいと思います。その次に色々詳細な細かいことをどうすればできるか、隅々まで。この辺が難しいところではなかろうかと思います。皆さん方がとかく行政とかあるいは窓口で、よくその辺をご理解いただけるように説明をしていただきたいと思います。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">貴重なご意見ありがとうございます。実はそちらの方の今回の諮問させていただいている事項、資源集団回収について事務局の方ではとありましたけれども、一応事務局の方では資源集団の方にできないかという考えは正直持っております。ですけれども、そちらの方に行くには
--	--	--

		<p>色々な課題がございます。そういったこともございますので、そちらの方審議をしていただきたいという側面がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そのこのところで、今回資料1なのですけれども、実は私の方でも話が不足している所があるので追加させていただきます。 ・ 先程新座市の方が100%資源の方を資源集団回収でやっているというようにお話をさせていただきました。その関係で、それぞれの項目で新座市については何かしら別書きにしております。そちらの方を改めてお話をさせていただきますと思います。 ・ まず1ページ目なのですが、①は当然新座市はやっているという回答になるのですが、②の所は四角の中の一番下のところがございます。新座市は横浜市と同様に100%資源集団回収で紙類・衣類を回収しているとのことだったと書いてありますが、このところに書いてあります通り、新座市の資源集団回収団体数については159団体でございます。久喜宮代衛生組合は84団体ですから、約2倍くらいの団体があるというようなことでございます。 <p>(筑井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口的には？ <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口の方はただ今資料が手元にございませんので申し訳ございません。 ・ 次に2ページでございます。こちらの団体内訳の参考のところに、「参考：久喜宮代衛生組合」と「参考：新座市」ということで書かさせていただいております。こちらの方で、久喜宮代衛生組合の比率の方を見ますと、子供関連の団体が50%、自治会系が36.9%というようになっておまして、一方新座市の方は自治会系が72.3%、子供関係22%、その他の団体5.7%で、自治会系の団体数が115団体ということになっております。こちらの方は先ほどの資料説明の際にご説明申し上げましたけれども、こちらについては全自治会が回収団体として登録されている、つまり全地区に回収団体があるというのが前提で成り立っているという事でござい
--	--	---

		<p>ます。詳しくは先方に電話でお聞きしたのですけれども、毎週1回決められた曜日に回収を実施しているということです。こちらは行政の方でお願いしているところがあるみたいですが、自治会・町内会・コミュニティ協議会115団体は定期的に活動しなさいよと言っているようです。その他の団体、PTAとかございますけれども、そちらにつきましては私どもの方の資源集団回収と同じく、それぞれの団体で回収日を設定して独自に行っているというようなことでした。</p> <p>少し考慮していただきたいのが、久喜宮代衛生組合でも自治会・町内会・コミュニティ協議会が31団体あるのですが、そのほとんどが八甫地区、一部が宮代地区でございますが、菖蒲地区と旧久喜地区については団体数が0であると、それが久喜宮代衛生組合の現状であるというところを懸念事項というか、検討する際の重要な事項になってくると思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちなみに新座市の人口の方ですが、平成26年度163,107人ということでした。 ・久喜宮代につきましては、資料3の②表の人口の所にあります。188,224人ですので、規模的には新座市の方が少しだけ小さいのですけれども、比較検討の対象にはなると思われます。 ・続きまして3ページのところですけれども、②「各項目で資源集団回収団体が存在する自治体数」については、前ページで新座市については団体数が載っておりますので省略させていただきます。③「報償金・補助金等の対象品目」でございますが、当組合と新座市で全く同じということが4ページの方に記載させていただいております。 ・次に5ページなのですが、新座市については報償金が4円ということになってございます。こちらの方は、④-2「報償金額」のところの【参考】に、久喜宮代衛生組合7円、新座市4円と記載してございます。 ・次に6ページの⑤「資源集団回収団体の委託を受け、資源の回収を行う回収業者に対し、報償金や助成金等を支給していますか」という問いですが、新座市は支給しております。内容につきましては、布類については相場の上下によらず金額固定、その他は市況により変動ということになってございまして、キロあたり1円、こちらの方を報
--	--	---

		<p>償金といった名目で支給しているという回答がございました。全体的には業者に報償金を支給する市町村は少ないのですが、新座市の方では支給しているとの回答でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2】の項目につきましては、新座市は資源集団回収100%でございますので、関係しておりません。 ・新座市に係る資源集団回収の内容に関わる数値については、このような形となっております。こちらの方、補足説明ということでお願いいたします。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換が若干入っていますが、資料説明に対するご質問という事で今進めているのでお願いします。 <p>(名合委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今、新座市で資源集団回収団体が159団体と言われまして、前回横浜に視察に行った際も横浜のいわゆるNPO法人が77入ってますと。もちろん他の会員もできるだけ入れるようにしますと、かなりNPO法人の方で行政の補完をして100%に行けたのかなという感じがしたのですが、この新座市についてはそうしたNPO法人というようなものがあるのでしょうか。それがどのような役割になっているのか。それともう一点、久喜宮代を集団回収にした場合に、団体が84団体ありますけれども、特定非営利活動法人みたいな組織はあるかどうか、お尋ねしたいと思います。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、行違いがあるようなのでご説明申し上げますと、ここで言っている団体というのは資源集団回収団体として、住民の方で組織して資源集団回収を行うよという団体でございます。例えば団体さんが自分で車を回したりですとか、昔ならリヤカーとかありましたけれども、そうやって自分で回収していればよいのですけれども、昨今そういった人手が足りないですとか時間がないというような場合、団体が業者に委託して業者が代わりに回収するといったことがございます。そちらの方が資料1の6ページの方に出ている「資源集団回収団体の委託を受け、資源の回収を行う回収業者」という名目でございます。
--	--	---

		<p>ます。お話のあった横浜市のNPO法人につきましては、この6ページの業者の方にあたります。あくまで資源集団回収団体というのは業者ではなくて市民で構成されている団体でございますので、そこから委託を受けて回収する業者さんというのが委員さんのおっしゃられているところの団体でございます。</p> <ul style="list-style-type: none">・実際に新座市の方で業者の方がNPO法人を組んでいるかというところは、現在こちらの方では調査をしておりません。次回までにその辺のところを調査させていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。・あと、私どもの方でも先ほど団体数84と申しましたけれども、こちらの方の団体は市民で構成されている資源集団回収団体の数でございます。一方の団体から委託を受け回収する業者というのも登録制になっております。現在手元に資料がないため、何団体登録されているかは後でお答えさせていただきたいと思います。とりあえず、84という数は資源集団回収団体の数だという事でご理解いただければと思います。・そこで、こちらの回収業者の方ですけれども、こちらの方は私どもの公共回収の委託業者とは別の系統となっております。紙問屋が直接やっている所もございますし、その他、廃品回収から資源集団回収といった流れがございます。昔ちり紙交換ですとかそういったところで回っていた業者さんがございます。そういった業者さんが引き続きやられているというような所がございます。昔からこちらのほうと付き合いのある資源集団回収団体との関係で登録されているというものでございます。そうした業者で一つにまとまってNPO法人などを立ち上げようといったような話は今の所入ってきてございません。業者の場所についても越谷ですとか熊谷ですとか遠くの業者さんも入ってますので、今の所そういった話は私どものサイドには入ってきていない事をご報告申し上げます。 <p>(名合委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ありがとうございました。 <p>(小山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・処理経費のところの確認なのですが、処理経費の総計は
--	--	---

		<p>委託手数料ということでよろしいですね。そして売上収入金額は業者に売った物ということでよろしいわけですね。例えば、全部資源集団回収にした場合、要は回収回数も現状の公共回収と同じくして資源集団回収団体に任せるといった場合には、処理経費のどこに持ってくるのですか。全部やった場合には要は経費はかからないわけですね。人件費もかからないということですよ。そうすると業者の方に全てお願いすれば済むということですか。今なんで私がこのようなことを言うかということ、資源集団回収をやるのかなというように思っている、使い勝手というか、申請だとかお願いだとかいうと、口がちょっと悪いのですけれども、例えば私がやろうとすると、小山さん任せで業者をお願いしてくださいよという形だから、なかなか進まないのではないかなというように思います。だからそこら辺を今言ったように公共回収と同じ回数で業者さんをお願いすればなんら変わりなく回収されるんじゃないかなというように思うのですが。あと、学校関係はそれぞれの団体がありますのでそれはその日に集団回収を行うということにすれば解決するのではないかと単純に考えたのですが。</p> <ul style="list-style-type: none">・ もう一点分からないのが、行政区と自治会・町内会・コミュニティ協議会の区別ですね。行政区と自治会はどのような違いがあるのですか。私の所は菖蒲13区という所で行政区となっておるのですが、自治会というものがないのです。もう一つ、菖蒲は自治会があるところが34区というところで一つだけ自治会があるわけです。それで、資料1の(2)団体内訳の久喜宮代衛生組合の行政区比率は0ですよ。組織を作っていないから0なのだと思えますけれども、自治会と行政区の区別がちょっと分からないのですが。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none">・ ただ今小山委員から2点ほどご質問をいただいております。・ まず1点目の資源集団回収です。平成26年度の公共回収分を全て資源集団回収で回収した場合の報償金額ですね。私どもが委託している業務を全て資源集団回収団体の活動で回収した場合にはどういった費用の変化が起こるのであろうかと、そういった趣旨のご質問であったと
--	--	--

		<p>思います。こちらの資料3の一番下の段に④ということでご案内をしてございます。久喜宮代衛生組合の資源集団回収事業報償金の単価は、先ほどの通り1キロあたり7円でございます。この単価に衛生組合全体の公共回収、集団回収、こちらの合計が端数はございますが9,038トンとなっております。この9,038トンに7円を掛けた場合、6300万円あまりの金額になります。これが全量を資源集団回収で賄った場合の衛生組合の支出額という形で算定をしてございます。こちらが一点でございます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 続きまして2点目のご質問でございます。資料1の2ページの、行政区と自治会・町内会では内容にどのような差があるのだろうかといった趣旨のご質問であったと思います。・ 行政区というのは、例えば久喜市であります番号制で第1区第2区第3区といった形で、行政区ごとに区長という形で、久喜市におきましては特別職という事で市の方から行っていると思います。宮代町につきましても区長制度という形でほぼ似たような形で持っておられると思うのですが、久喜市におきましては行政区の区長単位で配布物等も賄っております。つまり市と地域との連絡というか間という形で、行政区を組織しましてその中で行政と住民の間のやり取りを担っていただいている、そういった形での区割りということでの行政区ということでご理解いただいてほば間違いないかと思えます。一方、自治会・町内会というのは、近隣の住民皆さん方がそれぞれのエリアで活動していただく際のそれぞれ自主的に立ち上げていただきました組織とご理解いただいてほば間違いないかなと思います。ですので、それぞれのエリアごとに若干行政区と境が異なるといった形で活動されているケースも少なからずあると思います。あくまで自治会・町内会というのは、住民皆様方の自主的な意思で組織されている会であろうと、そういった形でご理解いただいてほば間違いないかなと思います。宜しく願いいたします。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none">・ ちなみに宮代町は行政区でなくして自治会、要するに自分達で郭を作ってそこで区長を決めて町に申請して。も
--	--	---

		<p>ちろん報償金のような形のお手当は頂戴はしてはいますが、町のお仕事を手伝っていることによっていただいているものです。他に私が知っているところだと、杉戸町は町長から委嘱状をもらって、半公務員というか準公務員というのですか、そういう所は行政区ではないかなと思うのですが。いずれにしましても宜しくお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">・意見交換の時間も無くなってきてしまっておりますので、この辺で意見交換も結構ですので宜しくお願いします。 <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・最後にご質問というわけではないのですが、私達はちょっと忘れがちなのですが、私達はどういう諮問を受けてこういった審議会に集まっているのかなというのを忘れがちなのです。私達というのは文字通り廃棄物減量等推進審議会ということで、ごみの減量とコスト削減の諮問を受けているわけですね。行政でのごみ処理を減らすことが即ちコスト削減に繋がるということを考えれば、公共回収から資源集団回収という流れは至極当然のことでありまして、よく埼玉県がこうだから横並びで良いのではないかなというようなこともよく言われるのですが、私は全くそのようなことをする必要はないと思います。他の自治体は関係ないですね。他の自治体はほかの自治体の事情でやれば良いのであって、他の自治体がこうだから、じゃあ久喜宮代衛生組合もこうやるべきだというのは、私はおかしいと思います。なので横並びにする必要はないと思います。・また、皆さんがこうやって集まっているというのは、皆さんの知見を得ていかに行政でのごみ処理を減らしていこうかということなので、そういった進展するようなものを求めているかと思うのですが、どちらかというのですね、行政・事務局の方が出した意見に対して否定的であるような意見が結構出がちなのです。できないでいると述べるのは私自身は簡単だと思うのですが、でも私達が求められているのは、できないものができるようにするとかですね、そのために集まっているわけですので、私達の方は衛生組合の中でベストな方法を、皆さんで今よりも良い形でまとめていくというのがあるのだなと思います。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none">・基本的に資源集団回収と公共回収、もう一つ民間回収というのを忘れてはいけないなというのも私が前回言いましたけれども、公共回収は基本的に税金で処理するわけですね。資源集団回収は一部助成金として税金が使われますけど、その使われ方が自治会とかPTAの活動費に充てられるのですね。そもそもごみというのは誰が出しているのかというと、確かに私達が使って出しているというのもあるのですけれども、そもそも製品を作った事業者にも責任はあるのではないかなというのが今言われているわけですね。これがよくヨーロッパでやられているEPR、拡大生産者責任ということで、事業者にもきちんと負担をしてもらいましょうということなのですね。なので私自身は資源集団回収よりも民間回収をやるべきだということで、一般廃棄物処理基本計画の中でも事業者での店頭回収を求めていくということですね。もし各スーパーが積極的に店頭回収を始めれば、私達がそこに持って行って処理してもらえれば、全然税金はかからないわけですね。そういったことで、資源集団回収と公共回収と民間回収、この3本のセットでこれから資源回収を考えていかないといけないのではないかなということですね。・それとあとは、日本全国的に見ても、埼玉県下は公共回収に進むような自治体もあるのかなとは思うのですけれども、日本全国レベルでは圧倒的に公共回収から資源集団回収にしようという流れになっております。多分環境省の統計でも出ているかと思いますが、埼玉県下は別として日本全国ということで考えれば公共回収から資源集団回収の方にシフトしているというふうにも良いのではないかなと思います。 <p>(筑井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・今浅倉委員の言った状態でまた皆様方のほうにご提供申し上げたいのですが、やはり物というのはですね、一過性の物ではなく耐久性のある物を使用することによって何回も何遍も使えるのですね。かつては使い捨て文化という形で非常に高度成長の時もごみの課題が発生しました。その中で物というのはライフサイクルアセスメントという形で、一回ではなく何回も何回も使えるような製品開発をというようなものを昭和60年前後、色々な状
--	--	--

		<p>況の中でなされておるのですが、まだまだそう言いながらも今日に至っているというのが実態でございます。そこで今資源集団回収か公共回収かという形でたまたま久喜宮代衛生組合の方ではまだまだ公共回収の方が半数以上を占めてしまっていると。そこで今積算の方からご説明がありましたが、さらにこういった分析を次回ご提示いただくとありがたいかなということで申し上げたいと思います。資料4の所でご参照願いたいと思うのですが、たまたま処理経費ということで、可燃物の資源という形で現在資源化できる物の公共収集ということでAという形でお金がかかっていますよと。AからDということで分析がされて、そして処理経費という形でJという形で26年度の状態できましたよということになりました。</p> <ul style="list-style-type: none">・そこで今度は処理経費ということで収集の方が大幅に公共収集が無くなるわけですね。無くなると仮定します。そうしますと先ほどのこの資料、経費という形では売払収入金額を差し引いた状態になっておりますけれども、本来この処理経費ということで1億3,229万8千円という形で、売払収入金額は数字で見ますと5,500万円というのがありましたと。しかし1億3,200万円から売払収入金額を引いた7,700万円の中には、まだまだ可燃物という形での収集のお金がかかっているのですね。そうするとかなりコストダウンになることは間違いのないのですよ。今たまたま報償金という形で7円出しますよということで6,300万円くらいになっておりますけれども、これを裏打ちすれば先ほどの売払収入金額が5,500万円に6,300万円だから、8,800万円ばかりこの表でいうと上乘せになるような形でしか見えないですけれども、もう少し分析したらどうかなど。収集というところでは、まだそういうもので現在委託料という形で支払っているのですよね。ですからそういう分析をするとかなりのコストダウンに繋がるかなという感じがいたしましたもので。そういう形で対象考証から色々な今までの慣例ではなく、やはりそういう面ではコストのかかるものはかかるという姿勢の中で出すものは出していくということは間違いのない事実なのですけどね。そんな感じがいたしましたものですから、次回この辺の処理経費という形で現在の収集という形での
--	--	--

		<p>コストというものをそういう形で反映した場合、どのくらいの経費ダウンになるかなということをお示しいただくと、更に理解が弾むかなと思いましたが、参考までに述べさせていただきました。</p> <p>(雨宮委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の委員会は横浜市の訪問ということで、先進地事例を学ばせて頂いたわけですが、そのことをもう一度まとめた形で、何が良くて横浜市はそこまでできたのかということ、今日なにも素材として出ておりませんが、見学をしいって先進地事例、例えば業者さんの組合のような組織ができていて、例えば資源集団回収で引き取れないとか買い取れないとかいう空白地帯ができないように色々工夫をされているとか、それは利益は無視してそういう形ができていますよね。それ故に100%達成できた。しかも時間がかかりましたね。そういったことをこの久喜宮代衛生組合でもやるのであれば、我々にまだ足りないところは何なのか、そういったことは可能性があるのか、といった分析が必要だと思います。次回の題材として宜しく願いたいと思います。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。先ほど横浜市の方のをまとめて、現状こちらの方でやるとしたら課題は何かというのを洗い出して皆様に資料としてお配りするというようなことと理解いたしました。こちらの方につきましてはやはりそういったまとめたものというのやはり必要だと思いますので、そういった横浜市もしくは新座市などにも話を聞いて、やっている所とこちらの方でどこが違うのか、そこら辺のところをまとめたものを次回出させていただきますと思います。 <p>(雨宮委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宜しくお願いします。 <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほどは少し先走りまして申し訳ありません。資源集団回収をするのだという考え方ですね、これは収集場所、今はごみ集積所ですね。例えば今私の所では600世帯
--	--	--

		<p>ほどありますけども、20カ所くらいの集積所がございます。毎日混乱してます。現場で皆さん方ごみの整理分別をしたことがありますでしょうか。結構地域の方がそれぞれ大変な思いをして出しております。やはり現場を知らないこの辺は大変なのです。ではどうでしょうか。やっぱり整理する場所あるいはどなたがするか。結構分別されないでたくさん放置される物があります。これを資源かどうかという事でやっぱりしっかり分別をしなければならぬというところなんです。私の言いたいことは机上論もちろん大事ですけども、現場をやっぱりよく知っていただいて、ではどう進めるかという事を少しずつ皆さんでお考えいただければと思います。宜しくお願いします。</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。当初90分くらいと言ったのですが、約100分、1時間40分経っております。どうしても私の意見をという方がおりましたらどうぞ。 <p>—意見なし—</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までに、今日の審議会の持ち方といいますか、資料等につきましての意見もあれば、次回の要望もございました。また、これからの審議会の方向性もちらちら見えてまいりましたので、できれば時間もまいりましたので、第3回の審議会は終わりにいたしまして、次回また皆さん方の意見交換を中心に行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。 <p>—異議なし—</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。それでは本日の「資源物の回収のあり方について」の意見交換はここまでにしたいと思います。次回の意見交換では、本日出た意見等を事務局でとりまとめたくうえで、ある程度論点を絞った形で意見交換をしていきたいと、このように思います。
--	--	--

4 その他	<p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、その他の事項で意見ございましたらどうぞ。 <p>(久保委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4番目の「その他」という項目で、諮問事項についてお聞きしたいと思います。合併後3清掃センターというのを統一とか調整を審議して、平成24年に「ごみ処理基本計画の策定」というのが答申されました。それから平成25年には「し尿浄化槽汚泥等の収集回収及び手数料」というのが諮問されたわけです。このし尿という問題が出た時点で、私の疑問なのですけれども、今まで事務局長のご説明の中で「ごみ処理基本計画の次にはし尿等の処理基本計画を審議会の方で検討」というのがご説明なされていたわけです。ところが今回の諮問事項で「資源物の回収のあり方」というのがなくなってしまったわけなので、今までに処理基本計画でのごみ処理が出てし尿という処理計画がひとつペンディングになっているような気持ちもあって、大きく一部事務組合の状況が今年ですか昨年ですか変換期を迎えたわけですよ。今にしてみれば平成35年度には大きく変換転換するわけです。だからそこで取り巻く環境が変わったというのは大いに分かりますけれども、事務局長のご説明にあった「次にはし尿処理等の基本計画を」というその辺がどうなっているのか、経過を含めてでも良いし今後の対応でも良いのですけれどもご説明いただければと思いますので、宜しくお願いします。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、ただ今の久保委員からの質問について事務局より回答をお願いいたします。 <p>(若山事務局長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、ただ今の久保委員からのご質問に対しまして、私の方からお答え申し上げたいと思います。 ・ 久保委員のご指摘の通り、平成24年2月に開催されました第1期目ですね、合併して第1期目だったと思うのですけれども、第10回の廃棄物減量等推進審議会において、委員のご質問に対してですね、当時の事務局長が「し尿処理基本計画を策定することを考えており、その
-------	--

		<p>中で検討をお願いしていくべきという考えである」とい ような答弁をさせて頂いております。</p> <p>(何事か言う人あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかしながら、委員の皆様もご存知のように、現在久喜市におきまして、菖蒲地区に先ほど久保委員もおっしゃられたように新たなごみ処理施設を建設するというこ とで、平成35年稼働を目指して、今計画を進められてい るところでございます。今後の廃棄物の処理につきまし て、し尿処理につきましても今後、久喜市と宮代町で協 議して決定されていくものと組合としては考えておりま す。 ・委員からご質問頂いた平成24年2月の段階では、久喜市ではごみ処理施設建設の今のような計画はございませ んでした。久喜宮代衛生組合でごみ処理施設を建設して いくんだという計画になっておりまして、そのような廃 棄物の処理の考えを念頭に置いて当時の事務局長も答弁 させていただいたというように理解しております。 ・現在の流れの中では久喜市が考えるし尿処理の方針に合 わせる形で組合としても考えていかなければならないと 思っておりますので、組合として独自にし尿処理基本計 画を策定する必要性がなくなってしまうのかなという ように考えているところでございます。また、本来一般 廃棄物ごみ処理基本計画につきましては市町村で定める ということが廃棄物処理法第6条で規定されておしま す。そのような形で今、久喜市、宮代町でごみ処理基本 計画をそれぞれ策定するというこ、準備を進めてい るところでございますことから、組合としての諮問事項 から外させていただいたところでご理解をいただきたい というように考えております。審議会での答弁を撤回す るような形となってしまいますけれども、ご理解を賜り たいと思います。宜しくお願い致します。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よろしいでしょうか久保委員。 <p>(久保委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい。 <p>(高柳会長)</p>
--	--	---

<p>15:55</p>	<p>5. 閉会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは事務局から連絡事項をお願いします。 (赤羽減量推進係長) ■ 次回の開催日について <ul style="list-style-type: none"> 12月22日(火) 午前9時から 久喜宮代清掃センター 大会議室 ・ 諮問事項 資源物の回収(集団回収と公共回収)のあり方について」の意見交換 ■ 報酬について ■ 審議会委員に選考いただいたノーレジ袋キャンペーン標語の選考結果について (高柳会長) ・ それでは、ただ今事務局から次回の日程について説明がありました。再度ですが、今回は12月22日火曜日の午前9時から、本日開催されております久喜宮代清掃センターで開催いたしますので、皆様方のご出席宜しくお願いいたします。 (高柳会長) ・ 本日は長時間にわたり大変ありがとうございました。
--------------	--------------	---